

コース委員会運用内規

鷺ヶ岳高原ゴルフ倶楽部
コース委員会

1. 通則

コース委員会は、コースが常に良好な状態を維持し、メンテナンスや改良改善を行うべく次の事項を協議する。

- (1) コースコンディションに関する事項
- (2) コース内付帯施設（カート道路、避難小屋、トイレ等）に関する事項
- (3) コース管理作業に関する事項
- (4) その他、コースに係る事項

2. 委員会活動内容

- (1) 委員会は基本的に、2ヶ月毎に開催し、コースを視察し審議する。
- (2) (1)の規定以外に必要な応じて委員長が招集する事が出来る。
- (3) コースコンディションにおいて、倶楽部会員の意見を集約する。
- (4) コース改良において、倶楽部会員の意見を集約する。

平成29年10月15日